

○上野原市空き家・空き店舗バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家・空き店舗を活用して移住及び定住を推進し、地域の活性化を図るため、空き家・空き店舗バンク制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなるものを含む。）建物及びその敷地又は建物の跡地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。

(2) 空き店舗 現に使用していない（近く使用しなくなるものを含む）事業用（店舗、事業所又は工場）建物及びその敷地をいう。

(3) 所有者等 空き家・空き店舗に係る所有権その他の権利により、売却又は賃貸等を行うことができる者をいう。

(4) 空き家・空き店舗バンク 市内に存在する空き家・空き店舗の所有者等から申込みを受けた情報を登録し、空き家・空き店舗の情報提供を希望する者（以下「情報提供希望者」という。）に紹介等することをいう。

(登録申込み)

第3条 空き家・空き店舗バンクに登録を希望する所有者等は、空き家・空き店舗バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、同項の申込みをすることができない。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」とい

う。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

(2) 暴力団員が経営者等(個人である場合はその者、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。)又は経営に実質的に関与していると認められる者

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者

(4) その他市長が適当でないと認める者

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認し、適当と認めた場合は、空き家・空き店舗バンク登録通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(登録変更等)

第4条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項を変更又は取り下げるときは、空き家・空き店舗バンク登録変更等届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録抹消)

第5条 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、登録を抹消するとともに、空き家・空き店舗バンク登録抹消通知書(様式第4号)により、登録者に通知するものとする。

(1) 当該空き家・空き店舗に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 登録された年度終了後2年が経過したとき。

(3) 前条の規定による取り下げの届出があったとき。

(情報公表)

第6条 市長は、市のホームページ等により、空き家・空き店舗バンクに係る情報の一部を公表するものとする。

(情報提供)

第7条 市のホームページ等で公表された情報のほか、交渉等に要する情報を必要とする情報提供希望者は、空き家・空き店舗バンク情報提供申込書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、第1号又は第2号の要件に該当し、かつ、第3号の要件に該当する者であるかを確認し、適当と認めた場合は、情報を提供するものとする。

(1) 市外に住所を有する者又は市内に住所を移してから2年以内の者で、空き家を活用して移住又は定住し、若しくは定期的に滞在して、地域住民等と協調して生活しようとする者

(2) 市外に住所を有する者又は市内に住所を移してから2年以内の者で、空き店舗を活用して、地域の活性化に寄与しようとする者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等は除く。

(3) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れのない者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、同項の申込みをすることができない。

(1) 空き家・空き店舗の転売及び転貸を目的とする者

(2) 政治性及び宗教性のある事業を行う者

(3) 第3条第2項各号に規定する者

(利用申込み)

第8条 空き家・空き店舗バンクを利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、空き家・空き店舗バンク物件利用申込書（様式第6号）により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、「空き家・空き店舗バンク物件利用申込通知書（様式第7号）」により登録者に通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は当該登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく利用希望者に回答しなければならない。

(交渉等)

第9条 市長は、登録者と利用希望者とが行う交渉等については、直接これに関与しないものとする。

2 登録者と利用希望者の交渉等は、市があつせんする第三者に委託、又は一切を当事者間で行うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の上野原市空き家バンク制度実施要綱（平成23年上野原市告示第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和2年3月26日告示第20号）

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の上野原市空き家バンク制度実施要綱（平成28年上野原市告示第39号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに改正前の上野原市空き家・空き店舗バンク制度実施要綱（平成28年上野原市告示第39号）の規定に

よりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。